

平戸市における鳥獣対策

平戸市

平戸市の概要

- 人口:34,495人
- 世帯数:14,383世帯
- 総面積:235.60km²
- 森林面積:12,763ha

※平成17年10月に平戸市、大島村、生月町、田平町の1市2町1村が合併

平戸市の特性

●地形

平坦地が少なく起伏の多い地形であり、山林が多く、農地の多くが中山間部にある。

●農業

昔ながらの水稻と肉用牛との複合経営。専業農家の多くは、施設野菜や露地野菜を組み合わせた複合経営。

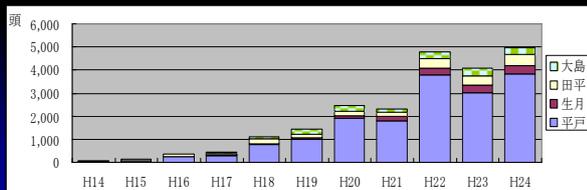
イノシシ被害対策の過程

1. 平成10年に初めてイノシシの生息確認
2. 平成11年から捕獲活動開始
3. 平成16年から電気柵整備開始(市補助)
4. 平成18年から1303特区制度運用開始
5. 平成19年からWM柵整備開始(国補助)
6. 平成21年に鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置
7. 平成25年に「まちなか対策事業」開始

イノシシ捕獲頭数の推移

単位:頭

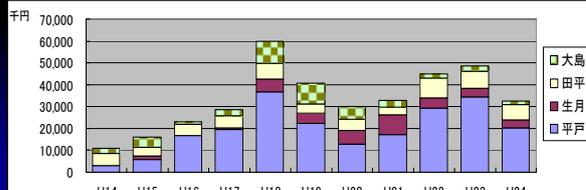
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
平戸	53	80	262	298	786	1,012	1,924	1,814	3,788	3,033	3,824
生月	0	0	5	16	18	39	112	190	298	329	365
田平	23	59	105	104	219	165	184	154	416	405	470
大島	0	4	13	28	80	204	261	164	297	319	322
計	76	143	385	446	1,103	1,420	2,481	2,322	4,799	4,086	4,981



農作物被害金額の推移

単位:千円

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
平戸	3,255	5,958	16,819	19,408	36,785	22,377	12,952	17,060	29,233	34,371	20,247
生月	0	1,370	0	789	5,904	4,588	6,347	9,144	4,750	4,013	3,696
田平	5,255	3,860	5,170	5,781	6,902	4,170	4,762	3,605	8,861	7,692	6,956
大島	2,530	4,680	900	2,549	10,205	9,565	5,881	3,155	1,965	2,304	1,683
計	11,040	15,868	22,889	28,527	59,796	40,700	29,942	32,964	44,809	48,380	32,582



H18～防護柵整備実績一覧

年度	事業主体	種類	箇所数	延長	事業費
平成16年度	個人	電気柵	60基	42,900m	5,674,302円
平成20年度	集団	電気柵	36箇所	33,135m	5,506,377円
	集団	WM柵	4箇所	3,002m	3,664,500円
平成21年度	集団	電気柵	23箇所	37,570m	6,253,643円
	集団	WM柵	11箇所	10,559m	9,876,367円
平成22年度	集団	電気柵	15箇所	19,140m	3,220,051円
	集団	WM柵	28箇所	46,080m	32,805,415円
平成23年度	集団	電気柵	40箇所	48,241m	9,927,703円
	集団	WM柵	120箇所	148,880m	103,471,785円
平成24年度	集団	電気柵	74箇所	69,580m	13,719,142円
	集団	WM柵	165箇所	202,220m	108,101,254円
平成25年度	集団	電気柵	25箇所	33,041m	6,227,667円
	集団	WM柵	126箇所	185,485m	121,909,966円
合計				1,517,940m	531,927,998円

捕獲隊を活かした被害対策の推進

●被害発生当時の状況

- ・危機感の欠如
- ・行政まかせ
- ・知識不足

イノシシ被害の急激な増加・拡大をゆるしてしまおう！

ながさき鳥獣被害防止特区の活用

〔旧:鳥獣被害防止特区制度(1303特区)
現:狩猟免許を有しない従事者容認事業〕

・平成16年6月21日に長崎県が認定を受け、本市においては、平成18年度から本格的に運用を開始。

・狩猟免許所持者の指導、監督のもと、数名の非免許所持者と一つのチームとなって、イノシシの捕獲に取り組む。

捕獲隊の概要

- ・1チーム当たりの従事者数は10名程度。
- ・リーダーは狩猟免許所持者。
- ・非免許所持者の制約はなし。
- ・リーダーについては、猟友会との協議により、猟友会に加入することを義務づけている。
- ・捕獲後の止め刺しについては、安全を考慮し、銃器によるものに限定している。
- ・捕獲個体の処理については、リーダーが責任を持って行う。

捕獲隊活動推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
チーム数	10	21	21	20	20	21	23	23
従事者数	90	180	180	169	173	175	196	182
捕獲頭数	110	132	408	204	418	378	997	—

制度運用上の注意点

- ・各地域における適正人員数を考慮する。
- ・箱罟自体に保険をかける。
- ・非免許所持者に対し、安全講習を行う。
- ・捕獲報奨金の割り振り方を各地区において明確にしておく。

捕獲隊設置後の活動展開について

- ・1年に1回、捕獲隊リーダーを参集し、現状及び課題の聞き取り、イノシシに対する講習等を行う。



1. 捕獲隊リーダーを地域リーダーに仕立てる。
2. 捕獲のみではなく、防護対策・棲み分け対策にも当たるよう働きかける。
3. 実施隊と捕獲隊の連携

今後の課題

- ・イノシシ以外の鳥獣への対応。
- ・市街地での鳥獣対策。
- ・対策への継続的意識の保持。



鳥獣害に強い地域づくり
(住民意識の高まり)